

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 株式会社ニチダイ

【英訳名】 NICHIDAI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古屋 元伸

【本店の所在の場所】 京都府京田辺市薪北町田13番地

【電話番号】 0774(62)3481(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 辻 寛和

【最寄りの連絡場所】 京都府京田辺市薪北町田13番地

【電話番号】 0774(62)3481(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 辻 寛和

【縦覧に供する場所】 株式会社ニチダイ名古屋営業所
(愛知県名古屋市名東区高社二丁目127番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金12円 総額108,616,128円

ロ 効力発生日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る観点から、監査等委員会設置会社に移行するために定款の一部を変更するものであります。

また、責任限定契約を締結することによりその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款規定第21条（社外取締役の責任限定契約）の規定の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）として、古屋元伸、瀬川秀実、島崎定、畑中恵二、辻寛和の5名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡廣次郎、西野吉隆、真田尚美の3名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額400,000千円以内と定めるものであります。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50,000千円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	66,517	165	0	(注) 1	可決 99.75
第2号議案 定款一部変更の件	64,534	2,148	0	(注) 2	可決 96.78
第3号議案 取締役(監査等委員 であるも除く。)5 名選任の件					
古屋元伸	66,595	87	0	(注) 3	可決 99.87
瀬川秀実	66,555	127	0		可決 99.81
島崎 定	66,555	127	0		可決 99.81
畑中恵二	66,555	127	0		可決 99.81
辻 寛和	66,555	127	0		可決 99.81
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
岡 廣次郎	66,554	128	0	(注) 3	可決 99.81
西野吉隆	66,556	126	0		可決 99.81
真田尚美	66,604	78	0		可決 99.88
第5号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)の報酬等の額 設定の件	65,135	1,547	0	(注) 1	可決 97.68
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額 設定の件	65,081	1,601	0	(注) 1	可決 97.60

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。